

## 令和2年度 天田財団 「後期助成 募集要項」ガイド

## はじめに

本書は天田財団の助成に応募される皆様への「募集要項」を補足するガイドブックです。初めて弊財団の助成を申請される方はもちろん、これまで助成申請や助成受給の経験がある方も、申請手順やプログラムが変更されていますので必ずご一読願います。

## 1. 研究者登録が必須です。

助成申請には弊財団HPから研究者登録を行い、IDとパスワードを取得します。申請書類の取得及び提出等は全て研究者専用ページにログインしてから行います。

## (1) 初めて研究者登録する場合

研究者登録フォームに必要な項目を入力し、研究者登録を行ってください。弊財団は入力されたメールアドレス等に対して本人確認等を行いますが、登録フォームの内容そのものに関して正誤及び真偽を確認するようなことはありません。また、研究者登録されても助成応募の条件を満たしていない場合、助成申請はできません。

## (2) 既に研究者登録されている場合

必ず登録内容を再度確認、必要に応じて修正をお願いします。

## (3) 個人情報の取り扱いについて

弊財団は個人情報の保護に関しては「個人情報保護マネジメントシステム要求事項」I S Q 15001 : 2006及び個人情報保護に関する法令、規範」に基づき、「個人情報保護方針」を制定し、その取組みに関してホームページで公開しています。

## 2. 弊財団の公益事業の目的及び事業は以下のように定款で定められています。

目的： 金属等の塑性を利用した加工及び高密度エネルギー下での諸特性を利用した加工に関する研究に係る助成を通じて、金属等の加工に関する学術の振興と新しい科学技術の創出を図り、もってわが国の産業及び経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

事業： (1) 金属等の塑性を利用した加工及び高密度エネルギー下での諸特性を利用した加工に必要な技術の調査・研究に対する助成  
(2) 金属等の塑性を利用した加工及び高密度エネルギー下での諸特性を利用した加工に必要な技術に関する国際交流の促進及びその助成  
(3) 上記に係る成果の普及啓発

## 3. 令和2年度 天田財団 後期助成事業の方針

昨今、研究資金の激減、研究時間の減少、若手研究者の不足など大学や研究者を取り巻く環境は厳しさを増し、「科学技術立国日本」の存亡の危機が叫ばれています。そのようななか、「天田財団は、塑性・レーザ加工の研究開発を支援し、その技術を産業へつなぎ、豊かな社会づくりに貢献します」を掲げ、積極的な公益事業の展開に努めます。

#### 4. 助成対象分野

金属等<sup>注1</sup>の塑性を利用した加工（以下「塑性加工分野、又は塑性加工」）及び高密度エネルギー下での諸特性を利用した加工（以下「レーザプロセッシング分野、又はレーザ加工」）に必要な技術<sup>注2</sup>の研究・調査に対する研究開発、及びそれらの普及啓発に対する国際交流が弊財団の助成対象分野です。

※昨今の技術動向を鑑みて以下のように助成対象分野の間口を広げています。

注1：「金属等」とはプラスチック、CFRP、セラミックス及び複合材料等を含めます。

注2：「加工に必要な技術」とは加工に間接的に影響を及ぼす技術、IoT、AI、CPSも含みます。

#### 5. 選考方法及び評価基準

弊財団の理事・監事及び評議員とは独立した選考委員（非公開）にて構成された選考委員会にて助成対象者を選考します。その後の理事会にて最終的に審議、採択を決定します。採択結果については「採択・不採択」のみを通知、選考過程や評価内容については一切回答しません。また、申請状況、採択率等の問い合わせも受け付けません。

選考は提出された書類のみで行います。また、選考委員会等にて使用した全ての助成申請書類は選考終了後、「機密書類」として回収、速やかに廃棄します。また、選考過程で知りえた情報に対しては「守秘義務」を遵守します。

国際交流助成
①国際会議の助成対象分野との適合性
②計画の妥当性、合理性
③経費の妥当性、合理性
④助成受給者の育成
⑤弊財団の助成としての適合性

評価要素、採点方法等は非公開ですが、概ね左表の点を重点的に選考します。

#### 6. 助成申請者の条件

- ・日本国内にある大学(院)、大学校、高等専門学校、公的研究機関、学協会等に所属していること（有給・無給、常勤・非常勤は問いません）
- ・私設研究所は上記研究機関には含まれません。
- ・学生（修士課程・博士課程）及び民間企業の社員（研究員等）は対象外です。
- ・助成期間中に前述の機関に所属が見込まれること（前述の機関間の異動は可）
- ・研究環境、体制が整っており、助成期間終了後、速やかに成果報告書が提出できること
- ・所属機関に会計部門があり助成給付金を機関経理できる体制があること
- ・年齢、性別及び国籍は問いませんが、使用する言語は日本語のみです。
- ・現在、弊財団の助成給付を受けていないこと、但し研究開発助成と国際交流助成は別のカテゴリーとしてしますので、重複の申請及び受給が可能です。

## 7. 助成金の振り込みについて

助成金は所属機関の会計部門へ全額を一度に振り込み（寄附）ます。

用途は助成受給者のみ限定ですが、助成金は機関経理が可能な所属機関の会計部門へ振り込みます。たとえ採択されても機関経理が不可能な場合は採択を取り消します。助成期間終了後、所属機関の承認を得た収支報告書を弊財団へ提出願います。領収書等の提出は必要ありません。但し、実際の助成金の消費については所属機関の指示に従ってください。

## 8. 助成金額及び費用区分について

弊財団では助成金額を助成プログラムごとに設定していますが、この最高金額に合わせて収支予算を計画しなければならないという意味ではありません。弊財団は助成金の費用区分の割合の制約を定めません。これは弊財団の助成は助成事業のための助成ではなく、あくまで研究者の研究目的達成のための助成でありたいとの思いからです。従って、他のプロジェクトとの合算、科研費の補充、或いは研究目的に使用される共通設備の購入等、研究遂行に最良の用途を検討し予算化してください。弊財団は研究の目的遂行に対しての経費の妥当性、合理性のみを重要な選考基準としています。大雑把な収支計画で上限の助成金を申請された場合、収支予算書の評価が低くなる場合もあります。

## 9. 募集期間（申請書受付期間）について

2020年10月1日（木）～12月20日（日）24時まで

申請者の公平性を保つため募集最終日の24時で入力を締め切り、例外を設けません。

## 10. 普及啓発事業について

報告された助成成果報告は広く公開、産業界へも積極的に普及啓発いたします。

助成成果報告の知的所有権・財産権（副次的発生する特許含め）は全て研究者に帰属します。但し、弊財団へ報告された助成成果報告は普及啓発を目的とした使用（出版、Web掲載）については研究者に予告なく弊財団が自由に行えるものとさせていただきます。但し、原本のみの使用で修正・加筆等は一切行いません。

主な普及啓発は以下のとおりです。

- ・ 送付： 約3,000部（年度別報告書及び全報告書DVD並びに機関誌FTR）  
研究者登録者、大学、高専、学協会、研究機関、図書館、各企業内研究所
- ・ 納本： 国会図書館
- ・ 配布： 約1,000部  
産学交流会、関連公共展、弊財団助成研究成果発表会、弊財団助成式典
- ・ Web： 弊財団HP及び「J-STAGE」（科学技術振興機構運営）

## 11. 国際交流助成（後期募集）について

国際交流助成は以下の（１）～（５）です。

### （１） 国際会議等準備及び開催助成

国内で開催される権威ある機関、又は団体が主催する助成対象分野に係る国際会議等の準備及び開催への助成です。開催準備が募集期間前に始まっていて、選考するのにあたり、会議の内容等がHP等にて公開されていなければなりません。基本的に主催者から依頼された研究者1名がその会議を代表して申請してください。申請した研究者の不利益とならないよう、他の国際交流助成及び研究開発助成は重複して申請及び受給することができます。申請時は当該会議の規模（参加予定者、総予算等）を明記願います。

本年度の助成金額は30～50万円／件、2～4件を募集します。

助成期間（会議開催日）は、2023年3月31日以内の国際会議終了日までです。

※ 助成金の交付は2021年2月下旬です。従って、助成対象の国際会議等の開催が終了して、機関として助成金を受け取ることが出来ない場合は申請が出来ません。

### （２） 第1回国際会議等準備及び開催助成

海外で開催実績があり、国内で始めて開催される権威ある機関、又は団体が主催する国際会議等の準備及び開催への助成で国内開催の初回に限定します。それ以外は上記（１）国際会議等準備及び開催助成に準じます。但し、初回であることを考慮して最高助成金額を150万とし、さらに費用区分における消耗品費を認めます。国内で開催実績のある国際会議については（１）国際会議等準備及び開催助成にて助成を申請してください。基本的に主催者から依頼された研究者1名がその会議を代表して申請してください。申請した研究者の不利益とならないよう、他の国際交流助成及び研究開発助成は重複して申請及び受給することができます。申請時は当該会議の規模（参加予定者、総予算等）を明記願います。

本年度の助成金額は100～150万円／件、1件を募集します。

助成期間（会議開催日）は、助成決定通知日から2023年3月31日以内の国際会議終了日までです。

※ 助成金の交付は2021年2月下旬です。従って、助成対象の国際会議等の開催が終了して、機関として助成金を受け取ることが出来ない場合は申請が出来ません。

### (3) 国際会議等参加助成

海外で開催される権威ある機関、又は団体が主催する国際会議等に参加し、研究発表等を行う、又は運営の役割を担う者の旅費等に対する助成です。

- ・若手研究者育成を目的として研究発表やポスターセッション等を行う大学院（留学生も可）がある場合、1名に限り同等の助成を行います。（合計2名分）
- ・後期博士課程の学生が研究発表やポスターセッション等を行う場合、申請者との同行ではなく単独での参加を認めます。但し、助成申請は応募条件を満たした研究者が自分の名前で申請し、その成果報告等の提出も研究者が行うものとします。弊財団はあくまで申請された研究者への助成金として扱います。

助成金額は渡航先別に設定した弊財団の内規に従い支給させていただきます。

（基本的に旅費なので実情の交通費で設定しています）

本年度の助成金額は20～35万円（1名）8～10件、又は40～70万円（2名）2～4件を募集します。

助成期間（会議参加日）は、助成決定通知日から2022年3月31日以内の帰国日までです。

- ※ 会議参加が助成期間内であるが、その会議後に視察や研究交流のため帰国日が助成期間を過ぎる場合は認めますので、その旨を明記願います。
- ※ 本プログラムに同一機関から同一会議への応募が複数件あった場合の採択は最大2件とします。

### (4) 国際会議等参加助成（若手研究者）

海外で開催される権威ある機関、又は団体が主催する国際会議等に参加し、研究発表等を行う若手研究者の旅費等に対する助成です。若手研究者とは、本年度末時点で（本年度は2021年3月31日）に39歳以下、かつ弊財団の国際交流助成の未受給者に限定します。但し、国際交流助成は研究開発助成とカテゴリーが異なりますので、過去、研究開発助成の受給実績があっても国際交流助成の申請は可能です。

本助成はその研究者に対して1回のみの助成です。また、39歳以下で国際交流助成の受給経験者は、是非、(3) 国際会議等参加助成で申請願います。本助成は渡航費用や会議参加費用に対する助成なので、それ以外の用途は認めていません。また、助成金額は渡航先別に設定した弊財団の内規に従い支給させていただきます。（基本的に旅費なので実情の交通費で設定しています）

本年度の助成金額は20～35万円、2～4件を募集します。

助成期間（会議参加日）は、助成決定通知日から2022年3月31日以内の帰国日までです。

- ※ 会議参加が助成期間内であるが、その会議後に視察や研究交流のため帰国日が助成期間を過ぎる場合は認めますので、その旨を明記願います。
- ※ 本プログラムに同一機関から同一会議への応募が複数件あった場合の採択は最大2件とします。



## (5) 国際シンポジウム等準備及び開催助成（若手研究者）

自らが中心的な役割を担い、概ね3ヶ国以上の研究者を招請して開催する小規模のシンポジウム（研究交流会）等への準備及び開催への助成です。本助成の目的は助成対象分野において将来、国際的なリーダーとなり得る若手研究者の育成です。従って、計画書（企画書）が重要な評価要素となります。

若手研究者とは、本年度末時点（本年度は2021年3月31日）で39歳以下に限定します。本助成はその研究者に対して1回のみ助成です。但し、国際交流助成は研究開発助成とカテゴリーが異なりますので、過去、研究開発助成の受給実績があっても国際シンポジウム等準備及び開催助成の申請は可能です。研究開発助成を重複して申請及び受給することができます。申請時は当該シンポジウムの規模（参加予定者、総予算等）を明記願います。

本年度の助成金額は80～100万円／件、1件を募集します。

助成期間（シンポジウム開催日）は、助成決定通知日から2022年3月31日以内の国際シンポジウム終了日までです。

## 12. その他、注意事項

### (1) 重複申請に関する注意事項

上記、11（1）、及び11（2）の国際会議等準備及び開催助成は会議の代表者としての申請なので、その場合は他の国際交流助成を同時に申請できるものとします。但し、11（3）、11（4）、及び11（5）は同時に申請及び受給することはできません。

### (2) 助成期間について

各助成プログラムで設定された期限内でかつ会議等の終了又は帰国日です。

※ 助成決定通知は2021年2月上旬ごろを予定していますが、助成金の交付日は2021年2月下旬となります。助成金交付日前に助成金を消費する場合は所属機関の会計と協議のうえ、仮払等に対応願います。

### (3) 助成給付金の返還について

11（3）、及び11（4）の国際会議等参加助成において、渡航先のテロ、事故、天災、新型コロナウイルス感染症等の理由にて参加が不可能になった場合、また個人的な事情（病気、事故、天災、出産や育児等）によって参加が不可能になった場合は、基本的に助成給付金の返還をお願いいたします。但し、キャンセル等が不可で払い戻しがされなかった場合は事務局にご連絡願います。

以上